

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一五―一四―三一

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

目次中 「第六章 矯正医官法第五条の規定に基づく勤務時間の割振り等（第三十一条の二・三十一条の三
第七章 雑則（第三十二条・第三十三条）

を「第六章 雑則（第三十二条・第三十三条）」に改める。

第二条の前の見出しを「（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等）」に改め、
同条中「次に掲げる職員（次条において「勤務時間法第六条第三項適用職員」という。）を「皇宮警察

学校初任科、航空保安大学校又は気象大学校の学生」に改め、同条各号を削る。

第三条第二項を削り、同条第一項中「勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定することとするほか、次の」を「次の各号に掲げる職員については、各省各庁の長が始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、当該」に、「当該各号」を「前項第三号及び当該各号」に、「でなければならない」を「となるように勤務時間法第六条第三項の規定に基づき勤務時間を割り振ることができる」に改め、同項第一号（ロを除く。）中「前条第一号から第三号までに掲げる職員」を「給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員（試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関の長及び次長を除く。以下この号において「特定研究職員」という。）」、任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この号において「任期付研究員」という。）又は試験研究に関する業務の遂行を支援する業務に従事する職員（特定研究職員のうち試験研究に関する業務に従事する職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。）」に改め、同号イ中「勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日及び年

末年始の休日（以下「休日」と総称する。）その他人事院の定める日」を「休日等」に改め、「（法第八十条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、当該職員の勤務時間法第六条第三項に規定する四週間ごとの期間における勤務時間を当該期間における同項の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間。次号において同じ。）を削り、同号口中「前条第一号から第三号までに掲げる」を「この号の基準により勤務時間を割り振る」に改め、同項第二号（口を除く。）中「前条第四号に掲げる」を「給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報の分析を主として行う職員その他各省各庁の長が人事院と協議して定める」に改め、同号イ中「休日その他人事院の定める日」を「休日等」に改め、同号口中「前条第四号に掲げる」を「この号の基準により勤務時間を割り振る」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第二項とする。

三 矯正施設（矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号に規定する矯正施設をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。）の長である矯正医官（同法第二条第二号に規定する矯正医官をいう。以下この号及び第十条第二号において同じ。）以外の矯正医官で

あつて、矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関する調査研究若しくは情報の収集若しくは交換又は矯正施設内における医療に関する調査研究に従事するもの 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する二時間がその一部となるようにすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするにと。

第三条に第一項として次の一項を加える。

勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、休日（勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日（以下この条及び第四条の三において「休日等」という。）については、七時間四十五分（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては、当該再任用短時間勤務職員等の勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間ごとの期間における勤務時間を当該

期間における同条第一項の規定による週休日以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第四条の三第一項第二号において同じ。）とすること。

二月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する五時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

第三条第三項及び第四項を次のように改める。

3 再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は第二項各号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）に定める基準によらないことができるものとする。

4 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第三項の規

定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第二号又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号（ただし書を除く。）に定める基準によらないことができるものとする。

第四条第二項を削り、同条第一項中「前条第三項」を「第二項」に、「同条第四項」を「前項」に、「勤務時間の申告簿及び勤務時間の」を「申告簿及び」に、「する」を「し、申告簿及び割振り簿に関し必要な事項は、事務総長が定める」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

勤務時間法第六条第三項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。

）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。

一 前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

二 前条第二項に定める基準に係る申告 当該申告どおりに勤務時間を割り振るものとする。ただし、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の

定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変更された後の勤務時間の始業又は終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り又は当該変更の後の勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

第四条の次に次の一条、見出し及び五条を加える。

第四条の二 勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める期間（次条第一項において「単位期間」という

。）は、勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事院の定める場合にあつては、人事院の定めるところ

ろにより、一週間、二週間又は三週間）とし、同条第四項の規定に基づく週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りについては一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

（勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第四条の三 勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間法第六条第一項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間。次号において「区分期間」という。）ごとにつき一日を限度とすること。

二 勤務時間は、一日につき四時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするものとし、区分期間（前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（次号において「特例対象日」という。）については、四時間未満とすることができるものとする。

三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、休憩時間を除き、一日につき

二時間以上四時間三十分以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

四 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

2 第三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は第二項各号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）」とあるのは「第四条の三第一項第二号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第三号」と、同条第四項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第二号又は第二項第一号ロ、第二号ロ若しくは第三号（ただし書を除く。）」とあるのは「第四条の三第一項第三号」と読み替えるものとする。

第四条の四 勤務時間法第六条第四項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならぬ。

2 各省各庁の長は、前項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 各省各庁の長は、申告を考慮して前条第一項第一号の基準による週休日を設定、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、各省各庁の長は、できる限り、当該週休日及び勤務時間の割振りが申告どおりとなるように努めるものとし、当該申告どおりに週休日を設定、及び勤務時間を割り振ると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより週休日を設定、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により設けられた週休日及び割り振られた勤務時間の始業若しくは終業の時刻又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の始業若しくは終業の時刻について変更の申告があつた場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により週休日を設け、及び勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により週休日及び勤務時間の割振りの変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定による変更の後の週休日及び勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

5 第四条第四項の規定は、第一項、第三項及び前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「申告並びに第二項」とあるのは「第四条の四第二項に規定する申告並びに同条第三項」と、「勤務時間の割振り及び前項」とあるのは「週休日の設定及び勤務時間の割振り並びに同条第四項」と、「勤務時間の割振りの」とあるのは「週休日及び勤務時間の割振りの」と読み替えるものとする。

第四条の五 勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二において同

じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事院が定めるもの

2 勤務時間法第六条第四項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童を養育する職員

二 勤務時間法第六条第四項第一号に規定する配偶者等であつて、負傷、疾病又は老齡により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第四条の六 第四条の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、前条第二項各号に掲げる職員に該当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を各省各庁の長に届け出なければならぬ。

2 前項の届出は、状況変更届により行うものとし、状況変更届に関し必要な事項は、事務総長が定める。

3 第四条の四第二項の規定は、第一項の届出について準用する。

第四条の七 第四条の四第三項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単期間

の中途において第四条の五第二項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第五条第一項中「（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第七条第三項中「第六条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第九条第二項中「割り振り」の下に「、若しくは同条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振り」を加える。

第十条第二号中「（矯正医官法第二条第二号に規定する矯正医官をいう。第三十一条の二第一項において同じ。）」及び「（矯正医官法第二条第一号に規定する矯正施設をいう。第三十一条の二第一項において同じ。）」を削る。

第十二条の二第一項中「第四条」の下に「、第四条の三から第四条の七まで」を加える。

第二十三条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第六章を削り、第七章を第六章とする。

第三十二条の見出し中「及び第六章」を削り、同条中「第三条第一項」を「第三条、第四条の二」に改め、「（同項の規定を前条において読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第三項、」を「第三項並びに」に改め、「並びに第三十一条の二第二項」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項中「第二条第四号」を「第三条第二項第二号」に、「第三条第四項（第三十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の割振り」を

「
第十六条の三第五項又は第十七条第二項の申出の

「第四条第三項又は第四条の四第四項」に、

文書等

を

第四条の四第二項（第四条の六第三項において準用する場合を含む。）の証明書類
第四条の六第一項の状況変更届
第十六条の三第五項又は第十七条第二項の申出の文書等

に改める。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正前の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇

）の項に掲げる人事管理文書（前項の規定による改正後の規則一―三四別表の八の表規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一〇―一一―六

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を次のように改正する。

第三条中「掲げる職員」の下に「（勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」を加える。

第十三条中「職員がその子を養育」を削り、「」のある職員が」と、「その子を養育」とあるのは「」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則一九一〇（職員の育児休業等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月五日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一九一〇―九

人事院規則一九一〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一九一〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「又は矯正医官法第五条第一項」を削り、「勤務時間法第六条第一項」を「同条第一項」に改め、「期間」の下に「（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事院の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。